

神宅小学校いじめ防止基本方針

上板町立神宅小学校

◆いじめの定義◆

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

「いじめの定義」文部科学省より

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 「人間の尊さ」「生命の尊さ」を学校・学級経営の基盤に据え、全教育活動を通して人権教育を推進し、人権尊重を児童の日常に根付かせていく。
- (2) 教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (3) どの子どもも、いじめの被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の一人一人の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
- (4) 表情が暗いなど、ささいな兆候であっても、背景にいじめが潜んでいるのではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (5) いじめの発見・通報を受けた場合には、一人の教職員が抱え込まず、速やかに組織として対応する。そして、いじめられた児童を必ず守りぬくとともに、教育的配慮の元、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- (6) 子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域関係機関（町教委・子ども若者相談支援センター「あい」・警察・児童相談所等）が連携し、より多くの大人が関わりをもてるような体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) **組織の構成**
いじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対するための組織として、既存の「生徒指導委員会」や「人権教育委員会」等の教職員により構成する。必要に応じて、町教委と連携し、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
- (2) **組織の役割**
 - ① 学校経営方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ③ いじめがあった場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

3 教育－相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童相互の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 教員に相談すれば、必ず助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。また、秘密の厳守はもとより、児童一人一人のプライバシーには十分配慮する。
- (3) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (4) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について、広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

【神宅の教育より】

いじめの発生を防ぐためには、教師にいじめを人権問題として捉える教育観が求められる。そして、いじめのサインにいち早く気づく鋭い感覚をもち、いじめを絶対に許さない仲間づくりに努めなければならない。また、普段から、教師と児童が何でも話し合える雰囲気づくりをすることも大切である。児童の話にしっかりと耳を傾け、共感的な態度で接し、信頼関係の構築に努めることも重要である。

(1) 教育・指導場面での取組

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加し、活躍できる学級集団づくりを行う。
- ③ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ④ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。そのために、各学年のクロスカリキュラムに示された、読書活動・交流学习・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⑤ 特別支援教育の視点を取り入れた、児童一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を実践し、活躍できる場をつくる。また、言語活動を積極的に取り入れた授業を行い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ⑥ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習を「神宅の情報マニュアル」に基づき行い、情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ⑦ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑧ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払うとともに、児童を承認する言葉がけを積極的に行う。
- ⑨ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 本校の「いじめ防止基本方針」を学校便り等で公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTA や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの方策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用し、児童が発する危険信号を見逃さず、日常的にいじめの発見に努める。また、養護教諭・チームティーチング教諭、専科教諭等と学級担任の児童の生活、学習に関する情報交換の機会を充実させ、児童の実態を的確に把握する。
- (2) 1～4年生を対象とした「QUアンケート」や5・6年生を対象とした「Feel Bot」を実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。
- (3) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (4) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡をとる。
- (5) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく校長の指示を受け、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (6) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめの防止等対策のための組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。また、職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

(2) いじめられた児童，保護者への支援

- ① いじめられた児童を全力で守りぬくことを伝え、心配や不安を取り除くよう努める。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。また、スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ④ 複数教員による家庭訪問を行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、自分の行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ③ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、家庭の理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。新たないじめを防止するための指導（学級生活全般、人権学習、道徳の時間の指導等）の徹底を図る。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合には、学校長が速やかに町教育委員会に報告し、子ども若者相談支援センター「あい」と適切な連携を図り、いじめられた児童を守る観点から対応する。
- ② 事案によっては、上板町サポート会議を開催し対応していくとともに、県教育委員会と連携する。また、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、町教育委員会と協議し、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ② インターネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼等、関係機関に協力を求める。

7 重大事態への対処

重大事態とは、

自殺を企図した場合
身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合

を指す。

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに町教育委員会・県教育委員会に報告するとともに、連携して対処する。

8 校内研修

教職員間の共通認識を図るため、学期に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) 年間2回実施されるQUアンケートの結果を比較検討し、学級集団の状態や一人ひとりの児童の状態を評価する。
- (3) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた取組が適切に行われたかどうかを検証する。
- (4) 期待するような改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、「学校改善プラン」等の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

	「いじめ防止等の対策のための組織」・校内研修等	1 年	2 年	3 年
4 月	生徒指導についての共通理解	家庭訪問 授業参観・PTA 総会 学級懇談会 1年生を迎える会	家庭訪問 授業参観・PTA 総会 学級懇談会 1年生を迎える会	家庭訪問 授業参観・PTA 総会 学級懇談会 1年生を迎える会
5 月	生徒指導について（規範意識）	学校探検 バス遠足	学校探検 バス遠足	校区探検 バス遠足
6 月	QU アンケート実施 人権教育について	水泳学習 日曜参観（健康教育）	水泳学習 日曜参観（健康教育）	水泳学習 日曜参観（健康教育）
7 月	QU アンケート調査分析・結果を基に研修 校内委員会（支援）	七夕集会 水泳学習 個人懇談（夏期休業中）	七夕集会 水泳学習 個人懇談（夏期休業中）	水泳学習 個人懇談（夏期休業中）
8 月	特別支援教育についての校内教育支援委員会			
9 月	特別支援関係・合理的配慮の提供について	運動会	運動会	運動会
10 月	上板町学人研大会			
11 月		オープンスクール 伝統文化体験（もちつき） 親子スポーツ大会	オープンスクール 伝統文化体験（もちつき） 親子スポーツ大会	オープンスクール 伝統文化体験（もちつき） 親子スポーツ大会
12 月	QU アンケート実施 学校評価アンケート 特別支援教育についての校内委員会	いじめ0集会 マラソン大会	いじめ0集会 マラソン大会	いじめ0集会 マラソン大会
1 月	QU アンケート調査分析・結果を基に研修 教育課程の実践報告・関連性の修正			
2 月	特別支援教育についての校内委員会 学校改善プラン（本年度の反省と課題） 学校改善プラン（次年度の行動目標・具体的な取組）	参観日（学習発表会） なわとび大会	参観日（学習発表会） なわとび大会	参観日（学習発表会） なわとび大会
3 月		卒業式 6年生を送る会	卒業式 6年生を送る会	卒業式 6年生を送る会

	「いじめ防止等の対策のための組織」・校内研修等	4 年	5 年	6 年
4 月	生徒指導についての共通理解	家庭訪問 授業参観・PTA 総会 学級懇談会 1年生を迎える会	家庭訪問 授業参観・PTA 総会 学級懇談会 1年生を迎える会	家庭訪問 授業参観・PTA 総会 学級懇談会 1年生を迎える会
5 月	徒指導について（規範意識）	バス遠足	バス遠足	修学旅行
6 月	QU アンケート実施生 人権教育について	水泳学習 日曜参観（健康教育）	水泳学習 日曜参観（健康教育） 宿泊学習	水泳学習 日曜参観（健康教育）
7 月	QU アンケート調査分 析・結果を基に研修 校内委員会（支援）	水泳学習 個人懇談（夏期休業中）	水泳学習 個人懇談（夏期休業中）	水泳学習 個人懇談（夏期休業中）
8 月	特別支援教育について の校内教育支援委員会			
9 月	特別支援関係・合理的 配慮の提供について	運動会	運動会	運動会
10 月	上板町学人研大会			
11 月		オープンスクール 高齢者訪問準備 伝統文化体験 親子スポーツ大会	オープンスクール 一人暮らしの高齢者宅 訪問 伝統文化体験 親子スポーツ大会	オープンスクール 高齢者訪問準備 伝統文化体験 親子スポーツ大会
12 月	QU アンケート実施学 校評価アンケート 特別支援教育について の校内委員会	いじめ0集会 マラソン大会	いじめ0集会 マラソン大会	いじめ0集会 マラソン大会
1 月	QU アンケート調査分 析・結果を基に研修 教育課程の実践報告・ 関連性の修正			
2 月	特別支援教育について の校内委員会 学校改善プラン（本年 度の反省と課題） 学校改善プラン（次年 度の行動目標・具体的 な取組）	参観日（学習発表会） なわとび大会	参観日（学習発表会） なわとび大会	参観日（学習発表会） なわとび大会
3 月		卒業式 6年生を送る会	卒業式 6年生を送る会	卒業式 6年生を送る会